

宮崎大学における国際交流協定に関する基本方針

平成17年 2月24日
教育研究評議会決定

改正 平成18年 5月17日

本学は、今日の研究教育面における国際化の進展に対応し、「世界を視野に、地域から始めよう」のスローガンのもと、全学的な国際交流を積極的に推進するため、ここに国際交流協定に関する基本方針を定める。

1. 目的

海外の大学及び研究機関等との間における国際交流協定は、当該協定に基づき双方が定期的又は継続的に ①研究者の交流、②学生の交流、③共同研究及びシンポジウム等の実施、④学術情報及び資料の交換、⑤事務職員の交流 等を行うことで双方の連携を強化し、研究教育水準を高め、特色ある研究教育活動を国際的に展開し、もって国際競争力を強化することを目的とする。

2. 種類

(1) 協定 (Agreement)

1. 大学間学術交流協定

全学的に学術交流を行うことを目的とするもの。(交流の主体となる学部及び学内共同教育研究施設(以下「部局」という。)が複数あるもの。)

2. 部局間学術交流協定

本学の一部局に係る分野等に限定して、部局レベルの学術交流を行うことを目的とするもの。

(2) 覚書 (Memorandum)

1. 大学間学生交流覚書

全学的に学生交流を行うことのみを目的とするもの。(交流の主体となる部局が複数あるもの。)

2. 部局間学生交流覚書

本学の一部局に所属する学生に限定して、部局レベルの学生交流を行うことのみを目的とするもの。

3. その他

上記協定に基づき、当該協定における特定の内容（共同研究に関する取り決め等。）に関して詳細な取り決めを定めることを目的とするもの。

3. 責任体制

国際交流協定締結を提案する部局又は複数部局の関係教員は、あらかじめ協議のうえ、当該交流にかかる責任者・窓口教員2名を定め、締結後に変更があった場合はその都度、国際連携センターに報告する。

なお、それぞれの役割は以下のとおりとする。

①責任者：大学間交流協定の場合は学長、部局間交流協定の場合は当該部局の長。

②窓口教員：先方との連絡調整等の窓口となる実質的な世話人（2名）。

4. その他

この基本方針に定めるもののほか、手続き及びその他必要な事項は、国際連携センターが別に定める。